

# KNC NETWORK NEWS

2016年10月29日 発行

**気になる記事:** 75歳以上、子ども上回る-15年国勢調査確定値 総人口初の減少-  
総務省は26日、2015年国勢調査の確定値を公表した。外国人を含む総人口は15年10月1日時点で1億2709万4745人となり10年の前回調査から約96万人減少。国勢調査としては1920年の調査開始以来、初めて減少に転じた。75歳以上の人口は1612万人と総人口の「8人に1人」を占め、初めて14歳以下の子供を上回った。

 (有)北野財経システム  
税理士法人 Y. K. C.  
大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

**経営一言:** 何をすべきかは君自身が示すんだ。私にどうするかなんか聞かないでくれ。正しいことをやればいい。

(スティーブ・ジョブズ氏 アップル前CEO)

ー 所長コメント: 何事も上司に一つ一つ相談して決済をもらって進めるのではなく、まかされた仕事については、自分自身の判断で責任を持ってやること。なお、「報連相」は大切です。ー

## 不動産賃貸と消費税 《税務》

不動産を住居として貸し出すときの賃料には消費税が課税されませんが、テナントとして店舗に貸し出すのであれば、受け取る賃料がわずかであっても賃料は課税対象になります。ですが、事業開始から2年間は免税業者となり消費税を納める必要はありません。

消費税は前々年度(基準期間)の課税売上高が1千万円超の個人や法人に課税されるため、新たに事業をスタートさせたばかりで基準期間がない人は免税事業者となります。仮に貸店舗の賃料収入が1千万円を超えた時は、翌々年度から課税事業者として消費税を納めます。ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度開始時点での資本金額が1千万円以上であれば、免税事業者にはなりません。また、前事業年度の期首から6ヶ月(特定期間)の課税売上高あるいは給与支払額が1千万円超であれば、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも課税事業者となります。

なお、免税事業者は「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に届け出ることによって課税事業者になることもできます。設備投資で支払い消費税が多額になり、消費税の還付を受けられるときは、課税事業者に変更した方が得なことがあります。

## 消費税、非課税取引と免税取引の違い 《税務》

消費税は国内の取引であれば基本的に課税されますが、社会政策的配慮から課税対象とされていない取引(非課税取引)があります。例えば、土地や有価証券の譲渡、社会保険医療給付、介護保険サービスの提供、火葬料、埋葬料、学校教育などは課税対象になっていません。

一方、非課税ではなく、消費税が免税されている取引(免税取引)があり、商品の輸出や、外国の事業者に対するサービスの提供は免税となります。

会社の税務会計上、非課税と免税は、仕入税額控除できるかどうかといった点で異なります。非課税取引は消費税が課税されないの、仕入のときに支払った消費税額を控除できないのに対し、免税取引は売上にかかる消費税が免税されるものであり、仕入にかかる消費税額は控除できます。

## 航空機やホテルのキャンセル料 《税務》

予約していた航空機やホテルのキャンセル料は、消費税が課税されるものとそうでないものがあります。

事務手数料や払戻手数料などとして支払う解約手続きのための費用は、手続き事務という役務の提供を受ける対価として支払うものなので、消費税が課税されます。また、キャンセルした時期にかかわらず定額を払うときも、解約手続きのための費用として課税対象となります。

一方、搭乗区間や取り消し時期によって金額が異なるキャンセル料は、航空会社が本来受けられるはずだった利益につき、解約で失った分(逸失利益)の補てんとして支払うものであり、損害賠償金としての性質があるので課税されません。

## シニアの働きがい 《経営》

今、シニア社員の働き方に注目が集まっています。定年と同時に隠居する等は、遠い昔の話となってしまいました。一体、社員を大事にしている会社とは、どんな処遇をしているのでしょうか。給与が高い、福利厚生制度が整っている、残業が少ない、休日が多い…。確かにこれらも良い会社の要件ですが、定年後に継続雇用があっても処遇が大きく低下したら、果たして満足するのでしょうか。当たり前かもしれませんが、60歳定年後に継続雇用が65歳(または66歳以上)まであって、シニアを大事に処遇する会社は評価できます。

X社(ガス供給業、社員90名)では、60歳の定年後、65歳まで継続雇用します。給与は下がりますが、技術社員は現場指導員として各現場の後輩に設計・施工のノウハウを伝授したり、悩み相談に乗ったりします。事務系社員も得意分野に応じて、社員研修や営業同行等を職務とします。経験を活用できることが、シニアの働きがいになっています。

Y社(老人介護施設、社員250名)では、60歳の定年後65歳まで継続雇用するとともに、70歳まで短時間労働者(1日6時間、週4日)として雇用します。定年までの仕事と同じ職務を続けますが(深夜勤務や休日出勤はなし)、能力の高いシニアは若手の指導を担当し、仕事の質を高めています。